

—第21回 障害者差別をなくすための研究会議事概要—

(事務局:横山)

本日は、お忙しい中、急なご連絡にもかかわらず、大勢の委員さんにお集まりいただき、ありがとうございます。

ただ今より、障害者差別をなくすための研究会を開催します。

開会にあたり、堂本知事よりごあいさつを申し上げます。

(堂本知事)

御多忙のところ、しかも急なご連絡であったにもかかわらず、今日、このようにお集まりいただきましたことにつきまして、私の方からも厚くお礼申し上げたいと思います。

皆様の方にもメディア等を通じていろいろな情報が届いているかと思いますが、この条例案については、2月議会において、市町村教育委員会、企業など関係者からの意見聴取の必要がある等の理由から継続審査の取扱いとなっておりました。

県といたしましては、こうした議会からの御指摘を踏まえまして、2月議会後の4月、5月にかけて市町村教育委員会や企業の関係者等に条例案をご説明し、様々な御意見を伺ってきたところです。

いただいた御意見については、議会の閉会中でしたが常任委員会を開催していただき、議会に対しても御報告した上で議論をしていただきました。また、その後も議員の皆様方からの様々な御指摘をいただいているところです。

県としては、これらの御意見や議会からの御指摘を踏まえて、この条例案をより良いものにしていきたいと考えており、今議会においても十分にご審議いただいた上で、もし修正しなければならない条文があるのであれば条文の修正を検討していきたいと考えているところです。

こうした県の対応方針につきまして、昨日、初めてでございますが、私自身が自民党の政調会に出席させていただいて、「今議会においても十分な御審議をいただき修正を検討したいと考えている」旨、それから、「原案を取り下げず、継続審査の取扱いとしていただきたい」旨のお願いを改めていたしました。

しかし、政調会の方々から様々なご意見をいただきました。「修正が必要なのであれば、それは欠陥条例なのだから、完全なものではない以上、まずは取り下げるべきであり、その上でこの条例案の趣旨を活かしつつ、議員も入れて最初から検討し直すべきではないか」との御指摘をいただき、併せて、「取り下げなければ否決する」との御意見もいただいたところです。

私からは、「各地でたくさんのタウンミーティングやミニ集会が開かれ、そしてこの研究会が1年間にわたって議論した末に作成した条例案なので、私自身がこの扱いについてここで即決するわけにはいかない。研究会の委員の方々からの御意見もいただき、改めて政調会に御相談させていただきたい」旨申し上げまして、その場を閉めていただきました。

そして、今日、こうして、研究会の皆様にご相談しているわけでございます。

今日は急なお願いで集まっていたいただきましたが、こうした政調会におけるやり取りを踏ま

えて、この条例案の取扱いについて、条例案を正に作成された皆様方の率直なお考えをいただきたいと思っています。

今日は議会の最中であり、また、この条例案の取扱いをめぐっては議会とも様々な議論を行っているところですので、私の方から申し上げられないこともあります。今日は皆様方からの御意見をしっかりと聴かせていただき、この条例案の取扱いについて、県としての判断をさせていただきたいと考えております。何卒、忌憚のない御意見をお聴かせいただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(事務局:横山)

それでは、議事の方に移らせていただきます。

議事の進行は、野沢座長にお願いします。よろしくお願いいたします。

(野沢座長)

ただいま、堂本知事からもご説明がありましたけれども、私たちにとっては予想外の展開で、まさかこのような状況になっていくとは思わなかったわけですが、ただ、議会でいろいろと議論いただくということはたいへんありがたいことだと思います。これまで、障害者の問題がこれだけ熱いテーマとして議論されるということはなかったわけですから、これは私たちとしても歓迎して、より良い議論を積み重ねていくための1つのステップということにできれば、と思っております。

今日は、なぜこのような状況にあるのかということが私たち自身よく分かりませんので、県の方からこれまでの経緯をご報告いただいてから、先ほど知事のお話にありましたように、条例案の取り扱いについて委員の皆さんのご意見を伺いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、今日は急だったものですから、荒委員、加藤委員、金子委員、塩野谷委員、清水委員、辻川委員、野老委員、長島委員、西村委員、舟田委員、宮前委員は都合により欠席です。それから、白川委員は遅れてくる予定です。また、推進作業部会の木村委員も本日はおいでになれないとのこと。

それでは山口部長の方から、これまでの経緯について説明願います。

(山口部長)

健康福祉部長の山口でございます。今、野沢座長の方から予想外の展開というお話がございましたが、皆様方には、ご心配、ご迷惑をおかけしておりまして、大変申し訳なく思っております。

私からは、2月議会後の条例案の関係者への説明や、議会での審議状況等についてご報告させていただきます。

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例案」につきましては、皆様に1年以上の検討をしていただき、去る2月議会に提案したのですが、審議の結果、市町村教育委員会や、企業関係者等、より多くの方のご意見を聴く必要があるとの指摘があり、「継続審査」の取り扱いとなりました。

そこで、県では、4月中旬以降6月半ばまでの間に、資料1の1ページにございますように、市町村教育委員会や、企業関係者、障害福祉施設関係者や医療関係者の皆様に、条例案策定の経緯や条例の必要性、条例案の内容等についてご説明するとともに、様々な意見を伺ってまいりました。

いただいたご意見の概要につきましては、資料1の2ページ及び3ページに記載のとおりです。これらの意見につきましては、議会において十分な審査をいただくために、その都度、県議会の議員の皆様にご報告申し上げたところでございます。

市町村教育委員会関係者からご意見をいただいた後の5月12日に常任委員会を開催していただきまして、そこで、市町村教育委員会からの意見聴取結果をご報告申し上げ、ご審議をいただきました。

常任委員会におきましては、企業関係者からも意見を聞くべきだという意見や、県の財政支援の必要性についてのご意見のほか、市町村教育委員会からの意見を踏まえた県の対応について確認する質問がございました。

これにつきまして、県からは、「条例は学校教育法等の枠組みの中で運用されることから、適正な就学指導の手続きをとっていただければ問題はない」こと、一方で、「条例の趣旨が誤解される恐れがあることから、適正な条例の運用を確保するために、「解釈運用指針」を示す必要があると考えている」ことをご説明いたしました。委員からは、市町村教育委員会の意見に対するこのような県の対応について、厳しい疑念が示されました。

このような常任委員会の審議も踏まえまして、県としては、条例案をより良いものとするため、条文の修正も含めた検討を行うこととし、6月の定例県議会の知事あいさつの中で、「市町村教育委員会や、企業関係者からの意見を踏まえ、また先の国会で可決された学校教育法等の改正内容に留意しながら「教育に関する差別」の規定を修正するなどよりより条例にするための検討を進めている」こと、また「今議会における十分にご審議もいただいた上で、更に検討を続けたいと考えており、引き続き審議をお願いしたい」旨をご説明させていただきました。

最後に、6月議会における質疑の状況についてご報告いたします。先ほど知事からもご説明がありましたが、条例案につきましては、27日の自民党の代表質問において質問がありました。その内容は「条例案については、それを修正するのではなく、事をいったん白紙に戻し、真に障害者の方々及びそれに関係する方々が納得できるようなより良い条例を、公平なる議論を尽くした後に策定すべき」であるとして、この条例案を「取り下げる考えはないのか」という質問でございました。

これに対しまして、知事からは、「市町村関係者や、企業関係者等からのご意見やこれまでの議員の皆様からのご発言を踏まえ、条例案を修正するなど、この条例案をより良いものにしたいと考えている」こと、「そのために、障害を持った方々やご家族の方が、地域で共に生きやすい、暮らしやすい千葉県づくりに向けて、今議会において十分にご審議いただき、更に検討を進めたいと考えている」旨を答弁申し上げたところでございます。

以上簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

(野沢座長)

ありがとうございました。

それでは、さっそく委員のみなさんのご意見を伺いたいと思います。

本日は報道各社の方がみえており、研究会の空気や意見を直接県民にお届けするいい機会ですので、是非御発言いただければと思います。

(横山委員)

最近、中核地域生活支援センターからメールで相談を受けたのですが、内容は、ある精神科ユーザーの方が、精神科医やカウンセラーから受けた性被害についてでした。アメリカのミネソタ州では、性被害に関するカウンセラーの認定制度があつて、日本でも何らかの取り組みができないかと訴えてこられたのだということです。

今頃事例を挙げるのは時期的に遅いかもしれませんが、性被害に関して声を上げることは大変勇気の要ることです。性被害を受けた人の状況というのは、精神障害を発症した人の初期症状とよく似ていて、混乱してしまって被害を言語化することが大変難しいのだそうです。このようなことは、診察室やカウンセリングルームで行われる一種のパワーハラスメントで、他の分野でも起こりうるのだと思います。可能であれば条例案に性暴力の禁止規定を入れられないだろうかと思いました。

(野沢座長)

新しい提案ですね。いろいろな取り組みをしても、そのたびごとに新たな事案が表に出てくるが、これは、虐待がひどくなっているということではなくて、いままで我慢して潜在化していたものがようやく表に出てきているということだと、前向きにとらえるべきだと思います。

条例案の中にも虐待に関する規定が盛り込まれていますが、横山さんのご意見は、この潜在化している虐待をどうしていくのかという部分に含まれてくるのかなと思います。

(森委員)

私たちが1年間かけて議論してきたことをどう活かしていくのかということに関して、再度関わらせていただき、ありがたいと思っております。

横山さんから今ご紹介いただいた事例などもそうですが、この条例案を通して、障害のある人に対する差別の問題が県民の皆さんの中で議論になっていって、ようやく日の当たる状況になったということで、そのこと自体が議論を重ねてきた一つの成果である思います。だからこそ、潜在化し、声を出し切れない状況を少しでも打開し、お互いが理解するための仕組みとして、この条例が一つのきっかけになってほしいという思いで1年間議論してきました。私たちの思いを活かしていただけるのであれば、誤解を招かない良いものにしていくという意味でも、いろんな意見を聴きながら、行政執行部の皆さんの御尽力に任せたいというのが正直な思いです。

国で障害者自立支援法や新バリアフリー法など新しい法律が施行される中で、当事者や現場が抱えるであろう悩みや問題をどう受け止めていくのかということも、中間行政としての県がつくるこの条例に期待されている役割だと思います。県民が条例を育てていきなが

ら、条例が県民を育ててくれると思っています。そういう意味でも見直しが必要かとも思いますが、ぜひ画期的な条例の制定に向けた願いが叶うよう、ご尽力をお願いしたいと思います。

(山田委員)

ある養護学校の先生とお話をしたら、この条例は是非成立させてほしいという意見でした。障害のないお子さんを持つお母さんからも、この条例の成立を願っているという声が寄せられました。いろいろなところでこの条例への関心は高いし、成立を願っているのを直に感じています。そういう意味でも是非議会の御理解を得ていただきたいと思ひますし、理解を得るために修正が必要ということであれば、修正をしたうえで是非成立させていただきたいと思っています。

なかなかご理解を得られないというのは残念で、まだまだ私たちの訴えも足りないのかもしれない。そういう意味で、何か機会があれば、議員の皆さまに直接お話ししたり、御意見をお伺いする機会がほしいと思っています。

(野沢座長)

僕らの方から議員の先生の方たちと意見交換をする機会を、是非いただきたいと思ひます。

この間、県内各地でいろいろな条例の勉強会が開かれましたが、そこには自民党の先生方も含めて各党の議員の皆さんが熱心に議論を聞いてくださっています。意見交換をしながら説明をすると、「そういうことだったのか」、「研究会というのも聞いていたのとは全然イメージが違う」ということもおっしゃっていただいています。議員の方々とは話す機会是非つくっていただきたいと思ひます。

(成瀬委員)

いろんなところで障害者差別をなくすための研究会はどうなっているのかという質問を受けます。また、全国脊髄損傷者連合会の会合でも今までの経過等を報告させていただいていますが、皆さんがこの条例案に大変注目してしまひて、たくさんの照会が寄せられてきています。

障害を持っている人間は、日常生活において様々な制約を受けながら暮らしてひいて、大変困っています。政府では様々な法律を障害者のために作ってひいています。例えば身体障害者補助犬法ですが、これを実際に活かすにはものすごく壁は大きく、結果的に困るのは補助犬を使って日々の生活を過ごしている人であるという、具体的な相談が寄せられてひいています。

私は補助犬を伴ってこの研究会に参加したこともありますが、補助犬についてまだまだ理解が進んでひいていないので、かわいいからといって手を出すと犬の方は怖がって噛んでしまうこともあります。そうすると最後、認定を取り消されてしまひ、今まで努力していた補助犬の夢というのは消えてしまひることになります。海外ではこのようなことは当たり前のこととして理解されてひいています。

そのため、この条例の取り組みは、障害者に対する人々の理解を広げるための次のアクションに繋がる「とっかかり」となるはずだと思っています。

(高村委員)

教育について担当させていただいたが、「友達と一緒にの学校に通いたい」、「お兄ちゃんと一緒にの学校に通いたい」という、普通学級への進学を希望する親子に対する教育現場の風当たりはとても厳しくて、肢体不自由で水を飲むことができないお子さんに、学校で水を飲ませないような対応をされている事例もあります。

障害を持つ生徒の教育に関する事例が、7百数十件の事例のうち213件も寄せられ、この条例が否決されてしまうと、そのたくさんの事例が埋もれてしまいます。

どうしたらよいかは分かりませんが、県の取り組みに感謝し、知事のご判断に委ねたいと思いますし、そのために私たちができることがあれば、力を尽くしていきたいと思います。

(野沢座長)

「教育」が一番大きな議論を呼んでいます。その中で、この研究会はある特定の考え方に基づいている人たちの集まりで、そういった人たちが作った条例だと思っている方もいらっしゃるようですが、それは全く違いますよね。例えば、高村さんと私は考え方がかなり違いますよね。植野さんとも違います。議事録を読んでいただければ分かりますけれども、高村さんはどちらかといえば「誰でも普通学級に」という考え方ですが、私や植野さんは「統合だけされたのでは困る。むしろ個別の支援が必要」という意見を持っていて、この問題については研究会の中で何度も何度も議論されてきて、その中で、県民全体に理解してもらうためにはどうしたらいいのかを考え、お互いに苦しみながら折り合いをつけてまとめてきたのがこの条例案だと思うのです。それがどうも誤解されているように思います。

先日、ある養護学校の先生と話をして、市町村教育委員会の反対が確かにあるが、教育界全体がこの条例案に反対しているわけではないことが良くわかりました。条例の賛否については、その話題を持ちかけるアプローチの仕方やその人の関係性において決まってしまう場合も多いのではないかとともに思います。

市町村教育委員会から示されている反対意見ももちろん尊重しなければなりません。教育界の全部が全部このような意見ではないということも、是非県民の方々には知っていただきたいと思っています。

(小林委員)

堂本知事に伺いたいのですが、さきほど山口部長からの報告で、「修正するような条例はそもそもダメ条例なんだから、廃案若しくは否決すべき」と言われたそうですが、非常に暴論ではないかと思いますが、見通しとしては否決されてしまうという見通しが強いんですか。つまり、努力をしてなんとかかなるということなのか、いくらあがいても多数派議員の圧力でレッドカードとなるのか。

条例案をなんとか通そうということは全員一致していることですから、「じゃあどうしたらいいんだろう」ということを考えていかなければいけないのかなと思っています。もちろ

ん、まだ否決はされていませんが、否決を想定したその後の運動論として、当たり前の条例がなぜ否決されたのかということ、署名運動も含めて、県民の皆さんに知っていただくということも必要なのではという気がするんです。この条例案を通したい気持ちは山々ですけど、もし廃案になったら二度と日の目を見ないと言われているようなので。

(野沢座長)

ちょっと待ってください。今日は否決とか廃案されないためにどうしたらいいのかということで我々の意見を県が聴くという会なんですね。廃案となった時の検証は、むしろ後ろの席にいらっしゃる記者の方たちにお願いすべき問題だと思います。

(知事)

どういう見通しかということにお答えできれば私たちも大変すっきりするんだと思うんですけど、なかなか見通しのつかないところが一番困っています。最初は「修正を」ということだったものですから真剣に修正を考えまして、6月に可決を目指していたことは皆さんご存じのとおりです。でも、「あわてて6月にやるんじゃなくて、徹底的に議会で議論をしてから9月にもう一回通す」という姿勢で21日の開会に望んだわけですが、昨日は「6月議会で取り上げるべきである」という強い御意見が出ました。そこでそう言われても、私としては皆さんが1年間ずっと議論してきたので、皆さんのお考えを聴かないとそこでの決断できないということで、今夜お集まりいただいているわけです。

(小林委員)

今どうするかについては、きちっと修正案をつくって、9月に向けてとにかく頑張っていくしかないということに1票を投じます。

(近藤委員)

この2年間、千葉方式ということで、障害者の問題はずいぶん千葉県では考えてきたと思います。千葉方式を進めていくときには、あまり反対はなかったと思います。しかし教育の問題は一般の方も絡むところで、どうしてもそこがネックになってくると思うんですね。昨日の議会での発言を聴いてると、自分たちが参加する場面がなく、知らないところで決まってしまうので、疎外感を感じている議員さんが多いのでは。例えば、市なら条例を作るときに審議会を通してまた市の中で議論していくんですけど、県の議員さんは何をされるお仕事なのかなと考えてしまいました。千葉県をよくしていこうという気持ちは同じだと思うんですね。障害者だけの部分では今まで千葉方式で通ってきたんですが、この条例は、重要である教育の部分に踏み込んでしまったのかなと。

学校の問題はすごく大きな問題で、例えば不登校の問題は何年もかかって解決されるようになってきたんですね。それまではずいぶん無理に学校に引っ張り出されて、学校に行かないまま卒業証書を渡されて、それでどうやって子どもたちの教育は保障されるのかと思っていたら、最近千葉県も通信制の高校に取り組んだり昼間の定時制の高校をやったりしていますが、そういう意味で教育の部分は非常にデリケートで、なおかついろんな意見を

持つ人たちがからんでくるので、すごく丁寧にやらなくてはならない部分だと思うんです。ですから、その部分に入ることは、すごい反対に遭うのかなと思います。

ではどうやって障害者の差別に教育の部分を盛り込むのか。修正して盛り込むといっても、この中でも議論していかなければならないことがすごくあると思うんですね。ですから、教育の部分は特殊学級があったり養護学校があったりして、そういったものを共存できる条例にしなければ、やはり周囲の納得は得られないのではないかと思います。千葉方式を進めるためには、この条例が安全パイとして絶対バックになればいけないものだと認識してもらいながら折り合いをつけて、なおかつ是非この場に議員さんに並んでいただけるようになるにはどうしたらいいのかなあと思いながら、昨日は傍聴いたしました。

(野沢座長)

昨日というのは代表質問ですね。傍聴席がいっぱいになっちゃって僕も入れなくて、1階のモニターで何人かと見てました。

(佐藤副座長)

この条例案がどんな行方になっていくのかみんな心配しているわけですが、どういう結果になったとしても我々は1年間議論をしてきて一つの案を出し、それに対してはそれなりの理由付けをして県に提出したと思っています。今の県議会で御議論いただいておりますが、どのような結果になったとしても、その理由が我々に分かるようにしていただきたいと思うんです。さきほどの部長のご説明の中にありましたが、「趣旨は賛成しているんだけど白紙撤回しなさいよ」というのはどういう理屈なのか全然分からない。いろいろと政治的なやりとりはあるんですが、趣旨が賛成であるというならば賛成している理由は何なのか、賛成にもかかわらず修正しなければならないのなら修正する理由は何なのか、ということが我々に分かるように提示されていないということなんだと思うんです。

しかし、我々の案に対する疑問は伺っており、これについては提案した我々が、疑問があるたびに説明していかなければならない。これは我々の責任であると思います。

私が理解するこの条例の最大の趣旨は「話し合い路線」だと何度も研究会の最中に私は申し上げたと思いますが、この「話し合い路線」だということがご理解いただけているならば、いろんな疑問は氷解しているはずだと思っているんです。

今日資料で配られている教育委員会や企業関係の方々の御意見に「混乱する」とありますけど、「混乱するから話し合いが必要なのだ」ということが我々の提案であった訳ですね。だとすれば、これはむしろ賛成意見なのではないかと私は思います。にもかかわらず趣旨が賛成というのならば、なぜ白紙撤回となるのかよく分からない。どういう結果になるか私は分かりませんが、いずれにしてもその経緯や理屈が分かるように進めていただきたいと思っています。

(安藤委員)

堂本知事がいろいろ議論して、研究して、検討して、そしてどうしても修正しなければいけないのなら、修正してもいいからこの条例案をとにかく何とか通してほしい、そういう姿勢で

対応なさっているということ、新聞などで承知しております。

座長の発言に私も賛成ですが、やはり議員の方々に申し入れをして、研究会のメンバーと一度話し合いをしてはいかがでしょうか。それも、許されるならば早急に話し合うことに僕は賛成します。

教育問題で、具体的に11条だとか17条だとかを問題にされるが、僕は不勉強なので分からないのですが、大変失礼かもしれないが実際に県議員の皆さんは本当に理解しているのか。そして理解した結果が県民の皆さんにとって有害なのかどうか、そういうことを我々も含めてもうちょっと勉強し直す必要があると思うが、さらに話し合いをしていきたいので、僕はとにかく座長に大賛成です。

もう一つは、他の、例えば民主党とか無所属とか公明党とかいろいろありますが、実際には賛成しているのでしょうか。だから、我々研究会としても、専門の先生方もいらっしゃるのですから、情報を発信するなど是非やっていきたい、そう思います。

(内山委員)

このあいだお別れをした時には、成立した後おいしいお酒を飲みましょうと言ってお別れしたのですが、こんなに混沌としているのかと新聞で見えておりました。今日ご説明をいただきまして、そういうことなのかと分かったんですけど、一般県民から見たら、経緯が分かりづらいです。

すごく不勉強なのかもしれないけれど、私は本当にシンプルに考えていて、学校が統合教育を責められたときに断れないのではないかなということなのかなと。だけど、条例ができれば、「今の段階では予算はないけれど、条例ができたならだれもが一緒に教育を受けられるように、条例を根拠にしてどのように予算をとっていくか」などと話が進んでいくものと考えていました。はじめの議論の時には、「予算もないのに理念だけ進んでどうなのか」という意見があったときに、「条例はまず一歩で、次に変えていくときに、この条例が裏付けになる」ということでしたので、そうなったらいいなと思っていました。

学校の先生たちは、一人で40人も見て、そこに人手のいるお子さんが来るのは大変であるという状況はよく分かります。この条例があるから一人加算をつけてよと言える状況ができるのであって、先生方一人ひとりには障害者を排除したいと思っていないと思うんです。条例案に対する意見書を見ると、どっちが先かということのようですが、条例ができれば、県だって市だってきっと予算をつけてくれると私は信じているんですね。それなので、そこがうまく通じないところが歯がゆい感じがして残念です。ぜひそのへんも、県の方から議員さんにお伝えいただければとすごく思います。

先ほど近藤さんが言っていたように、学校はある意味なかなか入り込めない聖域で、変わりづらいところなのかもしれないけれど、たぶん校長先生一人ひとりには差別をしたいとか排除をしたいとかは思っていないはずなんです。そこを私は信じてもう一度語りかけられたいなと思っております。

4月から障害者自立支援法が始まって、10月から福祉の部分が始まるんですけど、これは障害者の方が地域参加できる起爆剤となるはずなんです。だけど差別の問題をクリアできなければ障害者自立支援法はうまくいかないとは私は思っているので、千葉だから障害者

自立支援法がうまくいかかもしれないというモデルを発信したいと思います。6月がダメなら9月でもいいんですが、障害者自立支援法の開始前には差別をなくすための条例がないと、たくさんの方が安心して社会に出て行こうとは思えないのでは。まだ私は望みを失ってなくて、絶対語りかければ伝わると思うので、議員さんに私たちの思いを伝えたい。本当にお互いを理解した上で、敵対関係ではなく、一緒に差別のない社会をつくりたいという思いを是非伝えていただきたいと思っています。

(高梨委員)

個人的な意見として申し上げさせていただきたいのですが、県民の方に誤解をしていたきたくないのは、障害というのは、たまたま男性に生まれるか女性に生まれるか、障害者として生まれたのか、病気で障害になったのかということ、つまりいわゆる一つの個性だと思います。だとすると、誰がなるのか分からない、いつどういう状況になるのかも分からない。ですので、偏見や差別をなくそうということは単に障害者のためということではないと思うんですね。全ての県民が千葉県に住んで互いに暮らしやすい社会になる、みなさんが幸せになる一つの方法として、障害者を中心にこの問題について取り組んでいく、それを通じて社会がよくなれば結果的に障害者でない方たち、また障害者の方たちもさらに暮らしやすくなっていくということがまず前提であり、我々がやってきた方向なのだと思っています。

その上で、どうしたらいいのかというときに、社会の中で様々な立場の違いがあるわけで、望まれる社会をつくっていくためには一つの指針がどうしても必要だということです。その意味で、この条例というのは、私たち県民みんなが互いを理解するために進むべき方向性、共通の目標としての指針になるはずだと思いますし、それがあって初めて一つの活動目標ができていくんだらう。その意味で、絶対に指針が必要だと私は理解しております。

ただ、様々な立場の違いがありますから、はじめから理想的なものができるはずがないんですね。ですから、この条例案の中でも「時代とともに常に見直しをしていく」ということが入っている訳です。なので、当初から見直しの必要性が出ているならば、私は必要な修正はどんどん加えていけばいいだろうと考えています。

別の角度から申し上げておきたいのですが、この研究会はまさに県民が自ら暮らす地域社会について、主体的にどうあるべきか提案することでできたんだと思うんですね。これがまさにこれからの地方自治のあり方だと思いますし、その仕組みとして健康福祉千葉方式が一つの手法として用いられたのだらうと思います。私たちは主体的に、千葉県はこうあってほしいと発案した訳で、この提案に対して立法という形で制度化するのが議員さんの役割だと思いますし、それを具現化して実効あるものにするのが行政の役割だと思うんですね。議員さんにしても行政にしても県民の民意をいかに尊重し生かしていくかという付託をされて役割を担っているわけですので、それぞれの立場で責任を果たしていくのであれば、望ましい方向が出てくると信じているのです。

私たちが提案したので、提案に対して修正が必要であれば、研究会に代わる新しい組織ができようが、そこで修正を加えていけばいいと思います。あくまでも私たちの切実な民意を尊重していただいた上で、必要な修正をしていただければと思っています。

最後ですが、全国的に千葉の取り組みが注目を浴びております。「なんだ千葉県は」ということにだけは、県民としてなってほしくないと思っています。そういった切実な思いを汲んで、しかるべき方向に進めていただきたいというのが切なる思いです。と同時に、私どもはこの条例ができるかできないかにかかわらず、県民の立場で理解を進めるための方法がたくさんあると思いますので、それは着実に進めていけばよろしいのかなと考えております。総論はたいいてい賛成なので、千葉県として恥ずかしくない対応をしていただきたいと願います。限ります。

(田子委員)

当事者としてこの研究会に参加したんですけど、病気を隠さないでもいい社会というのが、この条例が通ればできていくんじゃないかなという希望が持てました。精神障害者が社会に暮らしていくための環境づくりにもまた利用できるのではないかと思います。

細かいことは分かりませんが、修正をしてもいいから、当事者のみんなが将来頑張ろうと、そう思えるような条例になってほしいと思います。

(野沢座長)

淑徳大学で行ったタウンミーティングは精神障害の方が企画して、会場中精神障害の方が来て、名前を隠さないで生きていけない、病気を隠さないで生きていけないと、そういう非常に重いお話をいただいたんですが、そういう方たちが自ら企画するというのが、この条例案を作ろうという取り組みの中で生まれてきたので、私はあのタウンミーティングを本当に誇りに思っています。

(根本委員)

私自身は障害のことについては全く知識がなく、私自身も出会ったことがなかったので、高梨さんがお話したように、自分がそういう立場になるということがあるのではないかと、生まれながらに持っている方もいるし、交通事故でなった方もいるし、いろいろあるのではないかと。だから、私の立場としては、障害者の立場に立って物事を進めることに戻るしかないのだと思うんです。研究会でいろいろやってきて、その中では素晴らしいということでもあった訳ですね。ただ、それだけで通らないからいろいろ意見を聴きましょうということでも提案したんだけど、反省として、議員さんをメンバーに入れなかったのは何か。「議会を通すのなら議員さんに理解を得られなければ通らないよね」というところは、私自身も全く気がつかないし提案もしなかった。

知事さんには頑張って動いてもらっていますが、私としては否決されたら困るので、再提案でもして途中でやめにすることは絶対にしてほしくないと思います。それは、我々よりも本当に声を出せない障害者が望んでいることだと思うんです。総論は賛成でしょ、全ての人。各論は反対、ではなくて異論ですよ。

例えば教育の立場の人から見れば、自分たちの一生懸命やっていることが否定されるような認識でいると思うんです。議員さんは、自分たちが教えてもらわないで提案してもらったものを、諸手を挙げて賛成できるかという悩みがあると思うんです。ですから、私は今

日のご提案からすれば、否決とか白紙撤回になったら何の意味もないので、最終的には修正だろうが、1年後だろうが2年後だろうが、再度提案して皆さん方に賛成をもらう確約をとることを、知事に体を張ってもらいたい。そうでなければ、先ほど言ったように、議員さんをお呼びしてもう一回もんで、なんとか通してもらおうようにしなければならぬと感じます。

これから少子高齢化の中で、障害になる方はたくさんいるし、なんとか障害の条例という外枠を守るということをつくっていかうじゃありませんか。ですから、バツにならないように何とかしてくれということが我々の最後のお願いになってしまうのではないのでしょうか。反論のある方もいると思いますが、ダメになったら何にも残らなくなるので、知事はそういうことを言いたいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

(知事)

今、全国から注目されているという発言があったが、まさにそうだと思うんですね。千葉のこの場にいない障害者の方たちも新聞を見て期待しているかもしれない。そういう本質的なことに対して、田子さんが言ったように、みんな夢を描き勇気を持った人もいると思うんですね。

「もしこの条例案がダメになったら、千葉県障害者ががっかりするだけでなく、千葉県は恥ずかしい」ということがさきほど高梨委員からありましたが、私は全国の障害者ががっかりするのではないかと思います。

私としては、昨日もそうだったんですが、私なりの言葉を尽くしてお願いしているわけですが、反対している教育者などにも、障害者の側ばかりの意見を聴いて、教育者や市町村の意見を聴いてこなかったと県は言われる。議員を研究会に入れるのも一つの方法だと思いますが、今まで部長や課長が、本当に自分が持っている時間と能力と精力の全てをかけて条例の本質を分かっていたらこうと説明をしてきたということについては、足りなかったということは決して言えないと思います。ただ、物事というのは、当事者同士では一言でもピンとくることもあるが、立場が違うと分かり合うことがとても難しい場合もあるのではないかと思います。

他の県からはうらやましがられるような世の中、それこそ、話し合う場をつくる、解決の場をつくる、お互いを理解し合っていこうということが条例の最大の本質であろうと思っています。そういった「北風ではなくて太陽の条例である」ということ時間をかけて分かっていたく以外にないのかなと思います。ですので、県庁としては全力でご理解をお願いすべくやってきたのですが、なかなかいろんな情勢ですんなり分かっていたくない難しい部分があって、私の言葉もあいまいですっきりしたことは申し上げられないくらい混沌としているのが実態だということにご理解いただきたいと思っています。

(高梨委員)

知事が誤解を受けると困るので補足だけしておきます。先ほど申し上げた全国に恥じない千葉県の対応というのは、立法を司るのは県議会ですので、最終的には県議会が恥ずかしくない対応をしていただければいいものと思っております。

(植野委員)

私なりの考えを申し上げたいと思います。まず、研究会はみなさんが公募で選ばれた方々として参加しているということです。障害者だけあるいは特定の人だけという集まりではないということは自明の理です。企業関係者や当事者や専門家の方などあらゆる立場の方々が議論してきたわけです。そのような中で、1年間かけて積み上げて議論をしてきた。その間、委員だけでなくタウンミーティングなど、幅広い多くの方が関わってきたわけです。委員の公募をする際には、議員をはずすということにはなかったはずで、議員の方も情報を集めてそこに参加するという権利は当然あったはずで、

なぜそのようなことを申し上げるのかというと、私は耳が聞こえないので情報障害者であります。さまざまな行政に対して要望をするときに必ず言われることは、今頃になって分かって遅いということです。例えば病気になってから病院に通ったが、今頃来て手遅れだと言われている状況と同じなのです。つまり、そこで押さえられてしまっている。議員の方についても同じようなことが言えるのではないのでしょうか。皆さんがそれなりの勉強をしたいという立場で参加するということは、自由に参加できるという場がこの研究会であります。

そこで一つ提案なのですが、もしそういう問題があるというのであれば、きちっと説明をする義務があちらにもあると思うんですね。知事に説明を求めるだけではなく、なぜこのようなのがダメなのか自分の意見をきちんと説明する義務があちらにはあるはずだと思うんです。そういう意味から、我々が積み上げてきたもののどこがダメなのか、逆に教えてほしい訳です。その説明をお願いするという意味で、県議の方々、関係者の方々にここにきていただいてほしい訳です。

それから条例の必要性ですが、制度や法律に魂を込めるということは行政や当事者一人ひとりが話し合っ、よりよい制度をつくるためにはどうあるべきかということであり、条例はそのための一つの拠り所となるものと思っています。

話はそれですが、私は市川市に住んでおり、バスに乗る場合は、運転手の方は筆談で対応してくれます。また、仕事の関係で美浜区に行くのですが、あそこは施設が多くて障害者に慣れていますが、ただ残念なことは、別の地域に行くとき障害者を見る目が違うんですね。どの地域でも平等に対応してくれるためには条例が必要なのではないかと思います。

また、県に感謝申し上げたいのは、話し合う場をたくさん設けてくれたということです。知的障害の関係者の方々、精神障害の関係者の方々、正直言いましてこれまでは距離感があったのですが、1年間をかけて話し合いをしていく中で、本音で話し合い忌憚のない意見を交わす場があったということに非常に感謝しております。

いずれにしても、まずは議員の方からのきちっとした反対の意見を求めたいと思います。

(佐藤委員)

私の認識しているこれまでの経緯を一言お話させていただきたいんですが、この研究会は常に公開されてきた。議事録も、終わった後は議員に説明をされていたはずで、中間のヒアリングでいろんな方に御意見を伺ったりしてきたが、その間、いろんなところで声をかけたとき、実はあまり話を聞いてもらえなかった。御意見を伺えなかった。何それ、というような感じであった。今「いいなあ」と思うのは、たくさんの方が条例案に注目をされ、みんな

からいろんな意見をいただける。とてもいいことだと思う。

資料の中に各市町村教育委員会等のメンバーの数が出ていますが、これだけたくさんの方が真正面から時間を割いて障害者について議論をしたことはかつてあったのだろうか。大変厳しいものが出ましたが、真正面から扱ってくれたので、その経緯だけは大変すばらしいことであると思っている。議員からもいろんな意見が出ていますが、今はこの条例は注目されていると思う。

県民の中にも条例案の議論が活発になっていくことで認識が広がっていくというところがありますので、とても素晴らしいことだと思っています。何を言いたいのかというと、ここで広がりやを止めてほしくないということです。一步誤ると議論する道がなくなってしまう。場がなくなってしまう。議員の先生を交えるのも一つの方法かもしれません。しかし、とにかく議論するネタがなくなってしまうのは話にならないので、議論する場を残す方法を今後考えていただきたいと思っております。

(堀口委員)

皆様の御意見を伺いまして、県議会の先生の御意見を聞くことは私も賛成でなんですが、もう一つ私からの提案といたしましては、たくさん教育関係から御意見をいただいております。この部分は大きく注目されているようですね。ですから、校長先生などをお呼びして、この条例は頑張っている先生を追いつめたり指弾しようとするものではないということを説明したい。また、教育に関しては国の法律で障害のあるお子さんに配慮しなさいと明記されているわけですから、国の流れがそうになっている中で、誤解があるのであれば、私どもをきちんと理解してもらう必要がある。議員の先生方に声をかけるだけではなく、委員としても教育の関係者の方々のご理解をいただけるような活動をしていきたい。

(浦辺委員)

私も時間があればいろいろなタウンミーティングにできるだけ行くようにしております。

障害は個性であり、目の見える人と見えない人が逆転して、暗い道の街頭を要望するという例え話を聞き、なるほどなと思いました。

県議会の人たちも、自分の立場が健全であるためになかなか理解できないのでは。それは、障害者にとってこの条例は、目の見える人が暗い道に街頭の設置を議会に要望するのと全く同じようなもの。議員も障害者の立場になった時のことを想像して、条例をかみくだいて議論してほしい。

(山田委員)

この条例の根幹は話し合い路線であると、本当にそうだと思います。話し合うことで理解が生まれるし、解決にも近づけるということが今までの経験から学んできたことです。ですから、大変厳しい状況ですけど、私たちは決してあきらめないで、県議を含めたあらゆる立場の方々に対して、相手を決めつけるのではなく、心を開いて話し合いをすることにより結果はどうあれ最善は尽くせるのではないかなと、それだけ申し上げたいと思います。

(森委員)

今、山田さんがおっしゃってくれたことと重なるんですが、対立をするための条例ではなくて、お互いを理解していくための、そして理解し合っていくための仕組みをどう作っていくかという条例だと思っておりますので、条例を作るために対立するのではなくて、理解していただく活動をしていきたいと思っておりますので、御協力できることがあれば是非お声をかけていただいて、執行部の皆様には御尽力していただきたいと更なるお願いをいたします。

(野沢座長)

最後に少しお時間をいただいておりますので、お話しさせていただきますと思います。

この条例というのは、他のどの施策、どの条例よりも手間暇をかけて、じっくりと色々な方から意見を集めて作ってきたものだと思っている。この間ヒアリングもいろいろな関係の方からしましたし、その中ではかなり厳しい意見も承りました。中小企業の経営者の方からは、障害者だからといって甘えないでほしい、自分たちはどれだけ会社を倒産させないように苦労しているのか分かってほしいと言われましたし、また飲食業の関係の方からもいろいろなことを言われました。そのほかには教育関係の方、PTA代表の方とか、校長先生の代表からもお話をいただきました。毎回こういう議事録を作って全部オープンにしておりますし、常時ご意見を募集してきました。いろいろな方々からたくさんの意見も出てきました。タウンミーティングにしても30箇所以上開いてきましたし、そういうわけで徹底してオープンにして、いろいろな方に声を上げくれということで、一つひとつ積み重ねてきたものだと思うんですね。ですから、決して一部の者だけが集まって作ってきたものではないことを是非、県民の方、議員の方にも理解していただきたいと思っております。

とはいえ、いろんな意見の対立というものがあっても、反対意見もある。これは当然だと思っておりますね。600万人も県民がいたら、いろいろな意見を持っているのは当然のことだと思うんですね。100%みんなが賛成なんていう条例なんて僕は絶対にあり得ないと思っております。むしろそういう条例はほとんど意味がないものだと思います。そのために反対の人の意見だけを聞いて修正すると、だから欠陥だと言われることは、僕は違うんじゃないかという気がしている。

教育関係でもいっぱい反対意見が教育委員会から出ておりますけれども、実際、進路指導の現場では非常にひどい言われ方をしたり、扱われ方をして泣き寝入りをしている人を個人的にはいっぱい知っています。そういう声を上げられない人たちが背景にはものすごくいるんだということも是非分かっていただきたい。そういう声なき声に耳を傾けることが政治であり行政であると思っております。しかも学校教育法は教育委員会にその子がどの学校に行くのか通知する権限があるとされているので、もともと教育委員会の方がはるかに権限を持っているんですね。タウンミーティングで我孫子の市長さんが強調しておられましたけど、「圧倒的権限を持っている人がいて、泣き寝入りしちゃっている権限のない人がいっぱいいる。そちらの人の意見を尊重しなさいということで、初めて対等な意見交換ができるという当たり前のことが条例に書いてあるに過ぎない。」と言っている方もいらっしゃることを是非知っていただきたい。しかも、「本人の意見を尊重しないで混乱するような教育現場つ

て一体何だろう。」ということも言っている。僕は教育委員会の方たちとも率直に意見を交換したいと思います。そういう声なき声を僕らは代弁して、分かっていたくべきこともあるのではないかなと思っています。

それと、個人的な感想になりますが、今日もいろんな障害の方がいらっしゃいますけど、私自身は声も言葉もない極めて重度の知的障害者の父親であり、いろんな場面で知的障害者が虐待されている事件をいっぱい取材してきました。その中で、当初は、僕はどんな障害よりもとにかく知的障害者こそが一番ひどい目にあっていると信じていたんですね。沸騰するお湯を何杯も強引に飲まされて口の中を大やけどしている障害者や、お母さんの目の前でパイプ椅子で背中を何度も叩きつけられて泣いている女の子、それを止められないお母さん。お母さんが何で止められないかという他に行き場がないからなんですね。ちっちゃい頃から「こんな子を産んで」と責められて、冷たい目で見られて、家族からも親戚からも地域からも馬鹿にされた目で見られて、だから止められない。目の前で自分の娘が泣いていて腹が立たない親はいないと思いますよ。だけど腹が立っても怒りすら持てない。こういう本当に悔しい状況がそこら中にある。だからこそ僕は知的障害者こそが一番不幸せな存在だと思っていた。ご覧のように植野さんは耳が御不自由ですし、成瀬さんは車椅子ですし、高梨さんは目が不自由でいらっしゃる。だけどこの場で、こんなに頭脳明晰な表現力で、僕らと対等以上に議論ができるので、どこが一体不自由なんだろうと内心思っていたんですね。だけどこの研究会を何度も何度もやって、植野さんや成瀬さんや高梨さんからいろんな話を聞いて、僕は自分の考えが間違いだったんだとはじめて分かった。耳が不自由な植野さんや聴覚障害者の方ならではの本当に厳しい状況に立たされていることを僕は本当にはじめてこの研究会を通じて知りました。高梨さんからは、障害が一つの個性なんだということ。こんなに説得力のある存在は今までなくて、僕は自分の障害観というのが根底から壊されていく気がしました。

最初の頃の研究会は、みんな言うことがバラバラで意見はまとまっていなかったの、一体どうなっていくんだろうと思いました。では何でまとまってきたかということ、お互いに本音で話し合っ、自分たちだけがつらいんじゃないということがお互いに分かり合えたからだと思うんですね。少しずつお互いのつらさを理解して、譲歩すべきところは譲歩しなければ、この世の中が成り立っていかないんだということを僕ら自身がわかってきたからだと思うんですね。それは障害者だけの話ではなくて、浦辺さんには、ホテルの経営の中で、障害者を嫌だと言っているお客さんもいっぱいいて、その中で板挟みになっている企業の苦悩みたいなものをお話していただきましたし、根本さんや、今日は欠席ですが野老さんという不動産会社の社長さんにも貴重なお話を聞いたんですね。やっぱり僕らは障害者のつらさだけを主張してもだめじゃないかと思います。やっぱり世の中のことをちゃんと僕らは理解した上で、こちらのことも理解してもらわなければ、それはお互いの本当の理解にはつながらない、本当の解決にはつながらないということをそこで学んだと思うんですね。

600万人の県民一人ひとりが全部賛成してくれる、全くの対立のない社会なんてそんなものは僕は非現実的だと思う。いろんな対立があっいろんな利害関係や確執があっ、だからこそお互いに話し合っ理解し合っ、貴重なかけがえのない時間を同じ時代に共有

しているわけですから、100%自分が満足はできなくても自分が譲ることによって、同じ時代に生きている人が少し幸せになれたとしたら、その喜びを共有できるような、そういう社会こそ目指すべきだと、この条例案を作ることを通して思いました。

今の事態に至っているわけですが、県会議員の先生の中で本当に反対されている先生がいらっしゃるということで、なぜ反対されているのか、僕らはもうちょっと理解したいなあとは率直に思いますね。我々のこの条例案に反対をしている人たちの意見だけを聞いて反対というのではなくて、本当に切望している我々の、あるいはもっと声も上げられない障害者の意見を聞いていただきたいと思う。その上でいろいろ判断をしていただきたいと思うんですね。

今後、どうなっていくのか分かりませんが、どんな形になっても僕はこの灯は絶対消してほしくないと思います。どうしても一旦取り下げなければ話し合いにもつけないのであれば、最終的には一旦取り下げるという選択肢を含めて知事や執行部の皆さんにじっくり検討していただきたいと僕は個人的には思います。本当につらいことです。これだけ多くの人たちの意見をじっくりじっくり聞いて、障害者だからといって甘えるなというようなことも言われながら、そういう声も受け入れて作り上げてきた。何千人という人たちとタウンミーティングで共有してきたものをもう一度ゼロにされることは本当につらいものがあります。でもそれをしなければ話し合いにもつけないということであれば、この条例の趣旨からして、そこでリセットするわけには僕はいかないと思います。どんな反対の意見でも聞いて、同じテーブルについて、もう一度この灯をつないでいけるような方法を何とか知事にとっていただければと思っています。それだけはお願いしたいと思っています。

そろそろ時間が来ましたので、ここで知事からお願いします。

(堂本知事)

今日もこの部屋にいた人全部、記者の方たちもいるし、県の職員もいるし、私たちすべてここにいた人は、この時間を共有できたと思います。記者というのは決して傍観者ではない。やはりその場にいれば、その場の内容を共有するわけです。座長さんも本当につらい思いをしておられると思いますけども、それは私たち全員がある意味そうです。とても言葉にならない思いとしか今表現できませんけれど、言葉にならない思いを表現したい。私自身もずっとタウンミーティングなどで全県歩いてきましたので、一部の人たちの特殊な意見だとは本当に思っておりません。そして、自分が当事者ではないけれど、僭越ながら比較的福祉の領域についてはいろいろ知っているようなつもりでいましたけども、実際にタウンミーティングや精神障害の方たちの会議に出ても、本当にそこで自分の心に突き刺さるような美しい言葉であったり、つらい言葉であったり、いろんなものを伺うことによって、「ああ何もほんとに何も分かってないんだな」と思いました。障害観が変わったと野沢さんおっしゃったけど、私もジャーナリストとしても、国会議員としても、ずいぶんこの領域には深入りしてきたつもりでしたけども、千葉県に来てからの5年間で障害観という言葉で今日初めて伺ったんですが、もしそういう言葉があるとすれば、私も根底から覆されました。障害者の「者」という言葉を使うのは非常に嫌いで、今日も答弁で「障害者」と書いてあるのを全部、「障害を持つ方」と言い直してますけども、それはそういう人がいるのではなくて、個性という表現がある

のかも知れません。金子みすずの詩ではないけど、「みんなちがって、みんないい」と、みんな違うんです、人間だれでも。だからそれが障害というような形で表現されるような違いもあるということだと思っんですね。それだけに今回の条例を、私は直接皆さんと違って研究会の中でいろいろとやった訳ではございませんけど、ありとあらゆる県民の方が協力してくださって、それで県庁の職員が本当に自分の持てる能力のすべてを掛けてこの仕事に全力投球をしてくれたということの結果。全国が注目するような、とても単純ですし、ある意味複雑ではない、それでいながら暖かい条例。こういう条例というのはめったに法律の世界ではないと思っんですよね。佐藤さんがいらっしゃるから法律の専門家はこういう表現を使うのか分かりませんが、法律の専門家じゃない私から言わせれば、もっとも立法府や行政で法律の番人のようなことをやってれば、法律というのは比較的解釈がある。しかし法律から暖かさを感じるというのはあまりないのですが、今度の法律は北風ではなくて太陽の条例なので、そのことの価値というのは限りなく大きいものがあると思っっています。先ほど根本さんも言われたように、私たちがプロセスの中でこういった感覚を議員の先生方にも共有していただけなかったことに関しては、私も皆様にお詫びを申し上げなければならないと思っます。これからその努力をして、せつかく千葉県で芽を出したこの素晴らしい、条例といたら法律的な言葉になってしまいますけど、考え方あるいはお互いの気持ちを、座長が言われたように灯を絶やしてはならないんだろう。どんな形であってもその灯を絶やさないための最大限の努力を知事としてやらせていただきたい。そのためにどう方法でやるのがベストなのか、考えてやらせていただきたいと思っっております。今日は長い間、どうもありがとうございました。

(野沢座長)

それでは久しぶりではありましたが、言い忘れてました。課長が安藤課長に替わって初めての研究会でした。課長からもひとことお願いします。

(安藤課長)

今ご紹介いただきました安藤でございます。もう2ヶ月間、課長をやっておりまして、いろんなところで私も「研究会」という言葉を使わせていただいたんですけど、実は研究会に参加させていただいたのは今日が初めてなので、大変申し訳なく思っしております。皆様方にはもう既に個人的には多くの方々にお会いしてなじみの方という感じがしているのですが、実は皆様方には活字の中ではお会いしていたんですよね。本当に膨大な議論をされていて、私も正直読むのに大変だったのですが、本当に隅から隅まで読ませていただきました。そういう中で、活字でいらっしゃった方々が、今日は実物となって現れてきて、熱いお思いを語っていただいて、それを聴けたということは非常に良かったなと僕は思っしております。確実にこの条例をきっかけとして、障害者差別の問題というのは広がってきていると思っますし、それから灯を消してはならないという言葉もありましたが、私も一担当課長の身分ではございますが、その灯を消さないように、私も何年かして替わったら、その場合にはオリンピックの聖火のように次の人にバトンタッチをして引き継いでいきたいと思っますので、是非これからも支援のほどよろしく願っいたします。ありがとうございます。

(野沢座長)

最後に部長にも一言お願いします。

(山口部長)

先ほど横山さんから始まりまして、皆様のご意見をいただきました。私もしっかりお話を聞かせていただきまして、逆にまた皆様方の熱い思いをしっかりといただいたと思います。これまでもいろいろと取り組んできたわけではありますけれど、今日知事のお話があったようになかなか難しい部分がありまして、皆様方の期待に応えられない状況にあって、本当に申し訳ないと思っているんですけど、先程から言っているように灯を消さないように我々も一生懸命皆さんの思いを受けて、また引き続きなんとかいい形になればいいなと思っております。また皆様方の今後ともご支援ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

(野沢座長)

これをもちまして研究会を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

---第21回 障害者差別をなくすための研究会議事概要---